相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大牟田市宝坂町一丁目一番地一九、最後の住所福岡県大牟田市大字久福木八九四番地特別養護老人ホームサン久福木

被相続人　亡　松代　満子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十四日

福岡県大牟田市通町二丁目一〇番地二

相続財産清算人　司法書士　宮地　敬吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県伊万里市黒川町大黒川一七七七番地二、最後の住所佐賀県伊万里市黒川町大黒川一〇六〇番地四　被相続人　亡　波多　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十四日

佐賀県伊万里市立花町一六〇四番地二六

杉山林太郎法律事務所

相続財産清算人　弁護士　杉山林太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県西松浦郡有田町西部丁二七七番地、最後の住所長崎市布巻町一四九〇番地あいという園　被相続人　亡　岩永　隆次

右被相続人の相続人のあるいとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十四日

長崎県諫早市福田町四七番四三号

相続財産清算人　司法書士　荒瀬　嘉道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県対馬市豊玉町千尋藻四〇二番地、最後の住所長崎県対馬市厳原町東里三〇三番地一特別養護老人ホームいづはらⅡ

被相続人　亡　扇　　仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十四日

長崎県対馬市厳原町中村六〇六―三おおたビル三階法テラス対馬法律事務所

相続財産清算人　弁護士　加藤　幸俊

所有者不明土地及び建物管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項及び第十六項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　京都市西京区上桂前田町三番八

対象建物　京都市西京区上桂前田町三番地八

二　供託所　京都地方法務局

三　供託番号

（一）対象土地　令和八年度金第二〇六四号

（二）対象建物　令和八年度金第二〇六四号

四　供託金額

（一）対象土地　七、二一八、一二〇円

（二）対象建物　一、〇八一、八八〇円

五　裁判所　京都地方裁判所

六　事件名　所有者不明土地及び建物管理命令申立事件

七　事件番号　令和七年（チ）第二十六号

令和八年九月二十四日

京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町七三五番地一　京阪京都ビル四階　弁護士法人みお京都駅前事務所

所有者不明土地及び建物管理人　加藤　誠実

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　松﨑　勝代

住所　大分県速見郡日出町大字大神三三一五番地の二六

生年月日　昭和三十四年九月二十二日

二　供託所　大分地方法務局杵築支局

三　供託番号　令和八年度金第一三四号

四　供託金額　二、二五六、七一〇円

五　裁判所　大分家庭裁判所杵築支部

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　平成三十年（家）第三〇〇七号

令和八年九月二十四日

事務所大分県杵築市大字杵築一四九三番地一〇

不在者財産管理人　司法書士　杉安美由紀

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　被相続人　西館　正晃

住所　東京都町田市相原町五〇九八番地二上相原病院

生年月日　昭和十七年十月三十一日

死亡年月日　令和四年一月二十二日

二　供託所　東京法務局八王子支局

三　供託番号　令和八年度金第七四八号

四　供託金額　二、一七九、八六四円

五　裁判所　東京家庭裁判所立川支部

六　事件名　相続財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和四年（家）第九〇四四二号

令和八年九月二十四日

東京都千代田区麹町四丁目三番三号新麹町ビル八階　シグマ麹町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伯母　治之

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

令和８年９月24日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日（登録の抹消があった場合）　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①有限会社エンジョイ　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３―1297号　④有限会社エンジョイ　埼玉県川口市金山町７―３―702号ライオンズプラザ川口第２　取締役　金河凛　⑤本社営業所　埼玉県川口市金山町７―３―702号ライオンズプラザ川口第２　⑥令和４年11月29日　⑧令和８年８月４日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県川口市金山町７―３―702号ライオンズプラザ川口第２　有限会社エンジョイ　取締役　金河凛

無縁墳墓等改葬公告

墓地の管理料未納のため無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

令和八年九月二十四日

一　墳墓等所在地　愛知県豊田市力石町黒見一七八番地

一　墳墓等の名称　如意寺墓地（楽命山浄苑）

一　死亡者の本籍及び氏名　愛知県名古屋市中区新栄二丁目一二八番地　河合富穂

一　改葬を行おうとする者　愛知県豊田市力石町黒見一七五番地　宗教法人　如意寺　代表役員　荒木　浩二